14　規則別表第３法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第３号ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号から第３号まで、第５号及び第７号に掲げる者とする。	14　規則別表第３法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第３号ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号、第２号、第４号及び第６号に掲げる者とする。
15　［略］	15　［略］
16　規則別表第３法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第４号ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号から第３号まで、第５号及び第７号に掲げる者とする。	16　規則別表第３法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第４号ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号、第２号、第４号及び第６号に掲げる者とする。
17　［略］	17　［略］
18　規則別表第３法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第７号ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号から第３号まで、第５号及び第７号に掲げる者とする。	18　規則別表第３法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第７号ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号、第２号、第４号及び第６号に掲げる者とする。
19　［略］	19　［略］
20　規則別表第３外務省専門職員採用試験の項ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号から第３号まで及び第７号に掲げる者とする。	20　規則別表第３外務省専門職員採用試験の項ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号、第２号及び第６号に掲げる者とする。
21～26　［略］	21～26　［略］
27　規則別表第３航空管制官採用試験の項ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号から第３号まで及び第７号に掲げる者とする。	27　規則別表第３航空管制官採用試験の項ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号、第２号及び第６号に掲げる者とする。
28～33　［略］	28～33　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

3　この決定による改正のうち、第１項の規定に係るものは平成29年11月20日から、前項の規定に係るものは平成31年４月１日から効力を発生する。

商　　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年11月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成29年11月20日

経済産業大臣　世耕　弘成

記

1．制定された日本工業規格

絶対湿度一定下におけるステンレス鋼の乾湿繰返し促進腐食試験方法	G0597
マグネシウム合金の燃焼試験方法	H0544
塗膜の熱性能―熱流計測法による日射吸収率の求め方	K5603
ゴム用配合剤―酸化マグネシウム―試験方法	K6224
X・γ線及びβ線用受動形個人線量計測装置並びに環境線量計測装置	Z4345
X・γ線用受動形環境モニタリング用線量計測装置	Z4346

2．改正された日本工業規格

セラミック溶射	H8304
化学製品の色試験方法―第１部：ハーゼン単位色数（白金―コバルトスケール）	K0071―1
ゴム用カーボンブラック―基本特性―第２部：比表面積の求め方―窒素吸着法―単点法	K6217―2
ゴム粉の試験方法	K6316
ガス用ゴム管	K6348
ガス用強化ゴムホース及びホースアセンブリ	K6351
一般用ポリエチレン管	K6761
プラスチック―呼吸計を用いた酸素消費量又は発生した二酸化炭素量の測定による土壌中でのプラスチックの好気的究極生分解度の求め方	K6955
容量表示付きガラス製びん（壜）	S2350
識別カード―記録技術―第６部：磁気ストライプ―高保磁力	X6302―6

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年11月20日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成29年11月20日

経済産業大臣　世耕　弘成

記

廃止された日本工業規格

アクリロニトリル試験方法	K6759
蛍光ガラス線量計測装置	Z4314
熱ルミネセンス線量計測装置	Z4320
X線及びγ線用個人線量計通則	Z4332
光刺激ルミネセンス線量計測装置	Z4339

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年11月20日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成29年11月20日

国土交通大臣　石井　啓一

記

確認された日本工業規格

造船用語―一般	F0010
造船用語―船体―基本計画	F0011
造船用語―船こく構造	F0012
造船用語―機関―一般	F0021
造船用語―機関―主機，ボイラ，発電機関及び補機用原動機	F0022
造船用語―機関―補機器	F0023
造船用語―機関―計装	F0025
造船用語―機関ぎ装	F0026
造船用語―航海機器―レーダー	F0036
舟艇用語―帆装	F0044
船舶―音声合成システム用語及び適用基準	F0062
舟艇―舟艇の識別―番号付与システム	F0080
舟艇―オーナ用マニュアル	F0102
船用銘板設計基準	F0104
海上試運転におけるディーゼル主機の出力算出方法	F0404
船舶―ディーゼル機関用取扱説明書作成要領	F0406
船用機関遠隔制御盤内配線―配管基準	F0414
船用操だ装置―海上試運転時の試験方法	F0809
船用機器―信頼性評価基準	F0810
舟艇―電気機器―周囲の可燃性ガスへの引火防止	F0811
船舶―工作機械の装備基準	F0901
機関部の騒音レベル測定方法	F0904
舟艇―燃料給油系ホースのはめあい部	F1027
舟艇―陸電装置	F1028
舟艇―海水コック及び船体貫通金物　第１部：金属製	F1032―1
舟艇―ガソリン機関区画及びガソリンタンク区画の換気	F1033
舟艇―船体構造―スカントリング　第１部：材料：熱硬化性樹脂，ガラス繊維強化材，基準積層材	F1034―1
舟艇―トイレ汚水貯留システム	F1035
船用アルミニウム合金押出形材	F2008
船用小形スタンドローラ	F2024
えい航及び係船用ブラケット	F2029